

# 経済安全保障推進法改正に関する

## 提言骨子

(特定重要技術の研究開発等)

2026年1月16日

経済安全保障法制に関する有識者会議

## 目次

1	特定重要技術の研究開発等に係る現状.....	2
2	指定基金の対象拡大の必要性 .....	2
3	基本的な枠組み .....	3

## 1 特定重要技術の研究開発等に係る現状

- (ア) 経済安全保障推進法（以下「推進法」という。）においては、安全保障を含む関係省庁の公的ニーズを研究開発側に共有する協議会を組織することを可能としており、国家公務員と同等の守秘義務を課すことにより機微な情報の共有が可能となっている。
- (イ) また、特に推進法第63条第4項で定める指定基金協議会の制度では、基金所管大臣に加えて内閣総理大臣も指定基金協議会の設置主体となることにより、内閣府（経済安全保障担当）も協議会事務局を担い、関係行政機関に対して指定基金協議会への参画を促すこと等を通じて、幅広い公的ニーズを踏まえた伴走支援を行っている。
- (ウ) 現在は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に設置された基金を指定基金として指定・活用し、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）において34の指定基金協議会を設置（2025年末現在）し、関係行政機関等による伴走支援を行っている。
- (エ) 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向けては、第7期科学技術・イノベーション基本計画期間（令和8年度～令和12年度）において、関係府省庁等の多様な主体が、自ら実施する研究開発等を経済安全保障の観点から捉え直して推進する「経済安全保障トランスフォーメーション」（以下「ES-X」という。）の取組等を通じ、展開していくことが重要である。
- (オ) 特に、今後作成される経済安全保障上の重要技術領域を整理したリストを踏まえつつ、ES-Xの取組等を促進することを通じて、特定重要技術の育成へ多様な主体の参画を促していくことが重要である。

## 2 指定基金の対象拡大の必要性

- (ア) 現行法において指定基金として指定できるのは、科技イノベ活性化法で規定された5つの研究開発独立行政法人が設置し、かつ、特定重要技術の研究開発等を目的とする基金に限定されている。
- (イ) この点、推進法成立以降、新たに2つの研究開発独立行政法人が、期間の定めのない形で公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設置可能になった。
- (ウ) このため、指定基金として指定できる基金の対象範囲を拡大し、公募型研究開発に係る業務を行う法人が、その特性に応じた特定重要技術の研究開発等を、指定基金協議会を活用して行うことで、多様な研究実施主

体がより経済安全保障に資する取組を行えるようにすべきである。

### 3 基本的な枠組み

- (ア) 特定重要技術の研究開発等の更なる促進のためには、既に設置されている、又は今後設置される公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金について、指定基金として指定可能とすることが重要である。このため、研究開発独立行政法人やその他の法人に設置された基金も指定基金として指定できることが望ましい。
- (イ) ただし、基金設置法人の所管大臣が、内閣総理大臣と共同して指定基金協議会を組織する観点から、対象法人は、所管大臣が明確な法人とすることが適切である。
- (ウ) また、現行法で指定可能な基金は、専ら特定重要技術の研究開発等を目的とするものに限定されているが、基金により行われる研究開発等の一部において特定重要技術の研究開発等が行われる場合も想定される。このため、基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合においても、当該部分について指定基金協議会の枠組みを活用できるようにすべきである。